



厚生労働省

島根労働局

Press Release

益田労働基準監督署発表
平成30年2月16日

担当者	益田労働基準監督署 監督・安衛課長 山本 崇 電話 0856 - 22 - 2351
-----	--

労働安全衛生法違反被疑事件の送検について

益田労働基準監督署（署長：田代圭子^{たしろけいこ}）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、片山建設株式会社（島根県鹿足郡吉賀町）及び同社代表取締役社長を松江地方検察庁益田支部に書類送検した。

1 被疑者

- （1）片山建設株式会社^{かたやまけんせつかぶしきがいしゃ}（土木工事業 所在地：島根県鹿足郡吉賀町）
- （2）代表取締役社長A（男性 31歳）

2 事件の概要

片山建設株式会社は、平成29年9月6日、島根県鹿足郡吉賀町六日市地内のみろく公園法面整備工事において、移動式クレーン（注）で矢板を引き抜く作業を行うに当たり、法令で定める移動式クレーンの運転資格を有しない労働者Bを同業務に就かせたものである。

なお、当該矢板の付近で労働者Bに合図を行っていた労働者Cが、移動式クレーンで引き抜いた矢板に接触し、重傷を負う労働災害が発生している。

注：移動式クレーンとは、原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。

3 罪名・罰条

労働安全衛生法違反

同法第61条第1項（就業制限）

労働安全衛生法施行令第20条第7号（就業制限に係る業務）

クレーン等安全規則第68条（就業制限）
同法第119条第1号（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
同法第122条（両罰規定）

4 その他

益田労働基準監督署管内では、平成29年に休業4日以上の労働災害が70件発生している（速報値）。そのうち建設業は11件で、平成28年と比較し1件減少しているものの、業種別では製造業、第三次産業に次いで多く発生している。

また、被疑会社に係る業種である土木工事業における災害発生件数は7件で、平成28年と比較し4件（57.1%）の増加となっている。

建設工事現場における労働安全衛生法違反は、死亡労働災害など重大な事態につながる危険性が高いことから、当署では、建設工事現場に対する監督指導を引続き実施していくとともに、関係業界団体や発注機関に対し、労働災害防止に向けた積極的な取組を働きかけていくこととしている。

関係法令

労働安全衛生法

(就業制限)

第61条第1項 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2～4項(略)

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の3第5項、第57条の4第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項、第104条又は第108条の2第4項の規定に違反した者

2～3号(略)

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

第20条第7号 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

1～6号(略)

7 つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下この条において「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務

8～16号(略)

クレーン等安全規則

(就業制限)

第68条 事業者は、令第20条第7号に掲げる業務については、移動式クレーン運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。ただし、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーン(以下「小型移動式クレーン」という。)の運転の業務については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。